

鳥取市議会 2014 年 6 月定例会

委員会提出議案第 2、3、4、5、6 号意見書

賛成討論

日本共産党 鳥取市議団 角谷敏男

私は、日本共産党市議団を代表して委員会提出議案第 2 号義務教育費の国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2015 年度政府予算にかかる意見書の提出についてから、議案 6 号手話言語法(仮称)の制定を求める意見書の提出について、以上 5 つの意見書に賛成の立場から簡潔に討論をおこないます。

第 2 号の義務教育費の国庫負担復元については、国が将来の社会を担う子供たちの教育費の財政負担に責任をもつのは、憲法の教育権の保障から当然です。

第 3 号の少人数学級の推進のための国に予算措置をとることは、少人数学級によるきめ細かい教育の実践は子供たちのにとってさまざまな効果がある点から、全国どこでもいきとどた教育条件の整備として、当面 35 人以下の学級実現を積極的に進めるべきです。

第 4 号地方財政の充実・強化を求める意見書については、地方自治体の役割と責務を果たす上で、住民サービスの確保と向上、住民福祉のインフラ整備と拡充にとって、地方交付税の拡大などの財政強化は必要であり、その趣旨と全体として賛成です。ただ、4 点目の法人実効税率の見直しについては、大企業の社会的責任を果たす点においても、また、消費税増税で重い負担を強いられている国民からすれば、引き下げは理解が得られず、慎重な対応が必要です。また、8 つ目の人件費削減などで行財政改革に基づく地方交付税の算定は、指摘のように国の誘導政策であり、算定を改めるように求めることは同然ですが、議会として市当局のそうした誘導策に乗じた職員の人件費削減をしないように、今後はそうした対応が必要と考えます。

第 5 号ウイルス性肝炎に対する医療費助成の拡充を求める意見書は、医療費負担ができるできないで、命と健康を守ることに差が生じることは許されないことです。また、障がい者福祉において、その程度の認定は各種制度の利用に影響するものであり、実態に応じて改善を求めるのは当然です。

最後は、第 6 号手話言語法の制定です。聴覚障がい者にとって、手話は言語そのものです。現在の音声言語中心の社会のなかで、聾者が健常者と同様に暮らせる社会に変えていくためには、鳥取県での手話言語条例制定につづき、国において手話を言語としてしっかりと保障し、普及するように法律の制定を求めることは賛同できるものです。

以上で、討論を終わります。

委員会提出議案第2号

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、鳥取市議会会議規則第14条第2項の規定により提出
する。

平成26年6月26日提出

提出者 鳥取市議会文教経済委員会

委員長 金谷洋治

鳥取市議会議長 湯口史章 様

義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

しかしながら、義務教育費の国庫負担割合が3分の1に縮小されたこと、地方交付税の削減、経済不況による財政状況の悪化などから、自治体における教育予算確保は困難さを増しています。こうした中、非正規教職員もふえています。子供たちが全国各地に住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備として、地方自治体の財政運営を安定させ、しっかりと義務教育費を確保するといった観点から、2015年度政府予算編成において下記事項の実現を求めます。

記

教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月26日

鳥取市議会議長 湯 口 史 章

内閣総理大臣
総務大臣 様
財務大臣
文部科学大臣

委員会提出議案第3号

少人数学級の推進を図るための2015年度政府予算に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、鳥取市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年6月26日提出

提出者 鳥取市議会文教経済委員会

委員長 金谷洋治

鳥取市議会議長 湯口史章 様

少人数学級の推進を図るための2015年度政府予算に係る意見書

国において、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が本年度は予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1学級の学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応、いじめ、不登校など生徒指導の課題等もあります。こうした諸課題の解決や子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育を行うには、少人数学級の推進が必要です。

文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。そして鳥取県を初めいくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。

少人数学級は、国における法改正や予算措置によって実施すべきものであり、2015年度政府予算編成において全ての都道府県で35人以下学級が実現されるよう求めます。

記

OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級を視野に、全学年で35人以下学級とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月26日

鳥取市議会議長 湯口史章

内閣総理大臣

総務大臣 様

財務大臣

文部科学大臣

委員会提出議案第 4 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、鳥取市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 26 年 6 月 26 日提出

提出者 鳥取市議会総務企画委員会

委員長 有 松 数 紀

鳥取市議会議長 湯 口 史 章 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、以下の対策を求めます。

記

1. 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
3. 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する 2016 年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
4. 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、

現行の外形標準課税の充実を図ること。

5. 償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
6. 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
8. 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

鳥取市議会議長 湯 口 史 章

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣 様
財務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策担当)

委員会提出議案第 5 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、鳥取市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 26 年 6 月 26 日提出

提出者 鳥取市議会福祉保健委員会

委員長 田 村 繁 巳

鳥取市議会議長 湯 口 史 章 様

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎患者・感染者は全国で 350 万人以上いると推定されている。それは主に輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における感染と言われており、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝がんに進行する重大な病気である。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、B 型・C 型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されており、多数の患者が医療費助成の対象から外れている。中でもウイルス性肝炎がより重篤化し、就労困難な状態にある肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に支障を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者を初めとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることができない状況にあり、厚生労働省に設置されている肝炎対策推進協議会も実態に即していないとして、その見直しについて指摘しているところである。

平成 22 年 1 月に施行された「肝炎対策基本法」では、国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、肝炎患者を救済することを国の責任と定めたが、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。また、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって国及び政府におかれては、これらの患者の救済をするため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

鳥取市議会議長 湯 口 史 章

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財 務 大 臣
厚生労働大臣

委員会提出議案第 6 号

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、鳥取市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 26 年 6 月 26 日提出

提出者 鳥取市議会福祉保健委員会

委員長 田 村 繁 巳

鳥取市議会議長 湯 口 史 章 様

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は、音声ではなく、手や指、身体などの動きや表情を使い、独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきたものである。

しかしながら、昭和 8 年には聾学校での手話の使用が事実上禁止されるなど、聾者の尊厳が著しく傷つけられてきた長い歴史がある。

平成 18 年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、フィンランドの憲法を初め、世界では憲法や法律に手話を規定する国がふえてきており、これは世界的な潮流となっている。

我が国では、平成 23 年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることは明確に位置づけられているものの、この規定だけでは音声言語中心の社会から、聾者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分であり、手話に関する施策も含めた個別法が必要である。

鳥取県では、平成 25 年 10 月に、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項等を定めた手話言語条例を制定したところである。

これが契機となって、他の自治体でも同様の条例制定に向けた取り組みが進みつつあるが、このような取り組みを着実に根づかせるためには、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、手話言語法（仮称）を制定することが必要である。

よって、国及び政府におかれては、手話の重い歴史を踏まえつつ、聾者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聞きながら、手話言語法（仮称）を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

鳥取市議会議長 湯 口 史 章

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

文部科学大臣

厚生労働大臣